

大分県バドミントン協会倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、大分県バドミントン協会(以下「本会」という。)の役員及び指導員等の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役員 の 範囲)

第2条 この規程において、役員とは、本会会則第10条に規定する役員、同第15条に規定する評議員、同第17条に規定する名誉会長、顧問及び参与、同第25条に規定する専門委員会委員、同第30条に規定する事務局員をいう。

(指導者等)

第3条 この規程において、指導者等とは、本会登録会員である公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導員、各団体の監督・コーチ、公益財団法人日本バドミントン協会公認審判員をいう。

(登録会員)

第4条 この規程において、登録会員とは、会則第9条に規定する当該年度の個人登録会員をいう。

(役員 の 基本的 責務)

第5条 役員は、本会会則第3条に規定する「目的」を達成するため、本会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役員 及び 指導者等 の 遵守 事項)

- 第6条 暴力、ハラスメント(セクシュアル、パワー)及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。
- 2 個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
 - 3 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務や地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
 - 4 補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
 - 5 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任のある行動をとらなければならない。

(役員 及び 指導者等 が この 規程 に 違反 した 場合 の 対処 等)

- 第7条 この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員及び指導者等が、この規定に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は業務執行理事の意見を聴取したうえで、厳正に必要な措置をとるものとする。
- 2 前項の厳正に必要な措置をとるとは、違反行為者の内容及び程度により異なるが、戒告、会員資格の永久追放、社会への内容公開及び捜査機関への通報等をいう。

(情報受付窓口)

第8条 情報の受付は、本会の理事長及び副理事長が窓口となる。

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則

1 この規程は、平成26年5月11日から施行する。